

# くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

## フィッシング詐欺にご注意ください

フィッシング詐欺とは、送信者が名前や住所、職業などを偽って電子メールを送り付けたり、偽のホームページに接続させたりする方法で、クレジットカード番号などの重要な個人情報を盗み出す行為のことです。



### 【相談事例】

大手通販会社から個人情報の再登録を促すメールが届いたので、記載されていたURLから名前やカード番号を入力した。しかし、偽のホームページへ誘導されており個人情報が盗み取られていた。後日、カードで約3万円が不正に利用されていることが判明した。

### 【アドバイス】

メールに記載されたURLには安易にアクセスしない。また、アクセスしてしまっても個人情報を絶対に入力しない。

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日、年末年始を除く  
9:00～16:00（受付は15:30まで）

## 司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです  
とき＝4月4日☎13:30～16:30  
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）  
予約先＝同センター（☎28-9110）  
※4月3日☎15:30までに予約してください